

平成 29 年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会  
第 1 回高齢者施設部会 議事録

1 日時：平成 29 年 8 月 8 日（火） 午前 9 時 55 分～午後 12 時 31 分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 海鷗

3 出席者

(1) 委員

岡田敏男委員、小田攻委員、鏡論委員、八田和子委員、松下やえ子委員

(2) 事務局

鳩川高齢障害部長、白井保健福祉総務課長、南高齢福祉課長、小野保健福祉総務課主査、  
豊田高齢福祉課主査、栄高齢福祉課主任主事、梶本保健福祉総務課主事

4 議題

(1) 部会長及び副部会長の選任について

(2) 千葉市いきいきプラザ及びセンターについて（年度評価）

・いきいきプラザ

（中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜）

・いきいきセンター

（蘇我、花見川、さつきが丘、あやめ台、大宮、都賀、越智、土気、真砂）

(3) 千葉市幸老人センターについて（年度評価及び総合評価）

(4) その他

5 議事の概要

(1) 部会長及び副部会長の選任

部会長に松下委員、副部会長に岡田委員を選任した。

(2) 千葉市いきいきプラザ及びセンターについて（年度評価）

「4 議題（2）から（3）」千葉市いきいきプラザ及びセンターの各施設の年度評価、  
千葉市幸老人センターについての年度評価及び総合評価を事務局からの説明の後、質疑応  
答を行い、委員会の意見を取りまとめた。

6 会議経過

○小野保健福祉総務課主査 では、よろしいでしょうか。改めて、はじめさせていただきたい  
と思います。保健福祉総務課の小野と申します。どうぞよろしくお願いたします。

高齢者施設部会の議事に入ります前に、お手元に配付した資料の確認をさせていただきます。  
配付資料は「次第」「席次表」「委員名簿」「部会の進め方」それから「評価の目安」でござ  
います。不足等がございましたらお知らせ願います。

続きまして、会議の成立についてご報告します。本日の出席委員は総数 5 名中 5 名でござい

ますので、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第 10 条第 2 項」に基づき、会議は成立しております。また、市の情報公開条例第 25 条の規定に基づき、本日の会議は公開となっておりますので、お知らせします。それでは、開会にあたりまして、高齢障害部長の鳩川よりご挨拶を申し上げます。

○鳩川高齢障害部長 おはようございます。部長の鳩川です。だいぶ暑い日が続いております。明日は何か 35 度まで気温が上がると予想されているところですが、指定管理者選定評価委員会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日高齢者施設部会では、各指定管理者が昨年度行った管理等に対しまして、年度評価をしていただくものがございます。また、今年度、指定管理期間が終了をする「千葉市幸老人センター」につきましては、年度評価に加えて総合評価も行っていただきまして、次年度以降に向けたご意見を頂戴したいと考えております。皆様には、豊富な経験と専門的な立場からご意見をいただけることをお願い申し上げます。開催の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○小野保健福祉総務課主査 それでは、議事に入りたいと思いますが、本日は任期を改めてから初めての部会となりますので、部会長が選任されるまでの間、仮議長を鳩川が務めさせていただきます。

○鳩川高齢障害部長 それでは仮議長を務めさせていただきます。議事に入らせていただきます。ただいまから「平成 29 年度 千葉市保健福祉局 指定管理者選定評価委員会 第 1 回高齢者施設部会」を開会いたします。最初に、議題（1）「部会長及び副部会長の選任について」に入らせていただきます。部会長及び副会長の選出につきましては、条例第 11 条第 4 項の規定によりまして、委員の皆様の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

○小田委員 私の方から推薦を申し上げたいと思います。部会長には松下委員を推薦いたします。また、副部会長には岡田委員をそれぞれ推薦いたします。適任と思われます。

○鳩川高齢障害部長 ただいま、小田委員より部会長に松下委員を、副部会長を岡田委員をというご発言がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○鳩川高齢障害部長 ありがとうございます。それでは、松下委員に部会長を、岡田委員に副部会長をお願いしたいと存じます。以上で、私の任は終了いたしました。事務局にお返しいたします。

○小野保健福祉総務課主査 それでは松下委員、岡田委員につきましては、部会長席と副部会長席の方に、恐れ入りますがお移り願いたいと思います。準備ができましたら、就任のご挨拶を賜りたいと思います。

○松下部会長 ただいま、委員の皆様方のご推挙により、部会長を仰せつかりました松下でございます。このような重要な委員会の部会長という役を仰せつかりまして、私としては、非常に大役ではございますが、皆様方のご協力を賜りまして、職責を全うしたいと存じますので、どうぞよろしくお願申し上げます。

○小野保健福祉総務課主査 続きまして、岡田委員、よろしくお願ひいたします。

○岡田副部長 ただいま、委員の皆様のご推挙によりまして、副部長を仰せつかりました岡田でございます。よろしくお願ひいたします。松下部長の補佐役として努力したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○小野保健福祉総務課主査 ありがとうございます。それでは、ここからは松下部長に進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○松下部長 それでは、はじめに、本日の審査の流れ等について、事務局よりご説明をお願ひいたします。

○白井保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の白井でございます。それでは、お手元の資料 1「部会（年度評価）の進め方」をご覧いただきたいと思ひます。まず、上から「施設の評価に係る資料の説明」でございます。施設所管課より「平成 28 年度指定管理者評価シート」の内容を中心に、昨年度の指定管理者による管理の実績、業務の履行状況などについてご説明をさせていただきます。そのあとに「質疑応答」を行いますが、ここでは質疑のみを行ひまして、ご意見につきましては、その後の「意見に係る協議」の中でご発言を賜りたいと存じます。

続いて、選定評価委員会の意見に係る協議に入りますが、まず「1 指定管理者の財務状況」からご意見をお伺ひさせていただきます。ここでは、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するため「法人の財務状況」に対するご意見をいただきたいと思ひます。

協議の流れですが、まず、公認会計士でいらっしゃいます岡田副部長からご意見を、その後他の委員からのご意見を頂戴し、最終的に部会の意見としての協議・決定を行っていただきます。

次に、その下の「2 指定管理者による施設の管理運営」について、ご意見をお伺ひいたします。ここでは、次年度以降の管理運営をより適正に行うため、「管理運営のサービス向上や業務効率化の方策」「改善を要する点」「評価する点」などに対するご意見をいただきたいと思ひます。

協議の流れでございますが、まず、委員の皆様からのご意見に対し、ご意見ごとに文言の追加・変更等の協議を行っていただきまして、最終的に部会としての意見を決定していただきます。なお、当該意見につきましては、評価シートの「7 総括（3）保健福祉局指定管理者選定評価委員会の意見」の欄に掲載をさせていただきます。ホームページ等で公表することとなります。

続きまして、資料の 2 をご覧いただきたいと思ひます。この評価は、各年度において実施した年度評価を踏まえまして、指定管理期間の最終年度に行うもので「現指定管理者の管理業務の総括のための評価」と同時に、「次期指定管理者の選定のための評価」という 2 つの意味を持っています。はじめに施設所管課から、指定管理者総合評価シートの内容を中心にご説明をさせていただきます。

その後、「質疑応答」を行ったのち、「意見に係る協議」として施設の管理運営への総合評価に係るご意見をいただきまして、最終的に、次期指定管理者の選定に向けての意見案を決定していただくこととなります。説明は以上でございます。

○松下部長 はい。ただいまの事務局の説明に対しまして、何か質問等がございましたら、ご発言をお願ひいたします。審査の流れについてはよろしいでしょうか。それでは議題（2）「千葉市いきいきプラザ及びセンターについて」に入らせていただきます。まず、各施設の評

価に係る資料について、事務局よりご説明をお願いします。

**○南高齢福祉課長** 高齢福祉課長の南でございます。よろしくお願ひいたします。ちょっと長くなりますので、座って説明をさせていただきます。評価シートの説明に入る前に、千葉市いきいきプラザ及びいきいきセンターの概要についてご説明をいたします。

千葉市いきいきプラザ及びいきいきセンターは、老人福祉法に定められた「老人福祉センター」にあたる施設で、無料または低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とされております。

本市においては、プラザは各区1か所で計6プラザを、いきいきセンターは市内に9か所を整備しております。プラザとセンターでは、ほぼ同様の事業を実施しておりますが、大きな相違点は施設の規模があげられます。プラザの延べ床面積が約1,300㎡～1,900㎡であるのに対し、センターは約200～400㎡と小規模な施設です。プラザを補完する施設として整備しております。また、プラザには入浴施設もしくはシャワー設備を整備しておりますが、センターにはそのような整備はございません。その点においても異なっております。

それでは、千葉市いきいきプラザ及びいきいきセンターの評価に入らせていただきます。この厚いブルーファイルで、資料1のインデックスがついている1ページをご覧ください。「1 公の施設の基本情報」について、施設の名称及び条例上の設置目的は記載のとおりでございます。

次にビジョンですが、これは括弧書きで記載しているとおり、施設の目的・目指すべき方向性を記載しております。2つのビジョンを定めており、1つに「高齢者の健康の増進、教養の向上、世代間交流等の機会を提供することにより、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができる地域社会を構築していく」、2つに「高齢化の進展を見据え、できる限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を送れるよう、地域包括ケアシステムの構築・強化を図っていく」としております。

次にミッションですが、これは施設の社会的使命や役割を定めております。これは「高齢者が学習意欲を発揮し、地域社会への参画意識を持てるような機会を提供していく」「高齢者の健康づくりや介護予防の場を提供していく」としております。

続いて成果指標でございますが、これは、施設利用者数と利用者アンケートによる利用者満足度としております。それぞれ、平成27年度利用者数を基準とし、千葉市の高齢者人口の伸び率を乗じた人数以上と、満足度60%以上としています。詳細については、後ほどご説明をいたします。

次に「2 指定管理者の基本情報」です。指定管理者名は、社会福祉法人 千葉市社会福祉事業団です。所在地は記載のとおりです。指定期間は平成28年4月から平成33年3月末までの5年間となっております。選定方法について、千葉市いきいきプラザ及びいきいきセンターについては、安定的なサービス供給が求められる施設であるため、非公募としております。管理運営の財源は、市が支払う指定管理料となっております。

続いて、2ページをお願いいたします。「3 管理運営の成果・実績」をご覧ください。(ア)施設利用者数と(イ)利用者アンケートによる満足度ともに、表の左側から「施設名」「数値目標」「平成28年度実績」「達成率」を記載しています。施設利用者数の数値目標については、平成27年度の利用者数に、千葉市の60歳以上人口の増加率を乗じて計算しております。なお、平成27年度当初から、平成28年度当初の間の増加率は101.25%となっております。合計欄に

記載のあるとおり、数値目標は 64 万 6,349 人、平成 28 年度実績は 64 万 5,956 人、達成率は 99.94%となっており、若干ですが数値目標を下回っております。

続いて（イ）利用者アンケートによる満足度の数値目標ですが、こちらは表の下の「※算定方法」にあるとおり、アンケート質問 4（5）の「満足」＋「やや満足」を回答者数で割った数字で算定しております。

アンケートの内容についてですが、資料が前後して申し訳ございません。5 ページをお開きいただいて「6 利用者ニーズ・満足度等の把握」をご覧ください。こちらの「質問 4 施設の運営状況について、ご感想をお聞かせ下さい」の（5）「施設をご利用になってみて」という質問の「満足」と「やや満足」を足した人数を回答者数で割った割合で集計しております。

また、2 ページに戻っていただきまして、満足度の合計欄ですが、数値目標の 60%に対し、平成 28 年度の実績は 62.2%、達成率は 103.69%となっており、こちらは数値目標を上回っております。

次に、3 ページの「4 収支状況」をご覧ください。まず（1）収支状況の「ア 収入」です。費目として「指定管理料」「利用料金収入」「その他収入」という欄がございますが、指定管理者の収入で「利用料金収入」「その他の収入」はありませんので、ゼロとしております。各費目の「実績」は対象年度の決算額、「計画」は対象年度の収支予算書で定められた計画額、「提案」は選定時に提案書で指定管理者が提案した見積額を記載しております。平成 28 年度の実績ですが、提案が 6 億 5,881 万 9 千円、計画が 6 億 3,728 万 6 千円、実績が 6 億 699 万 7 千円となっております。

続いて「イ 支出」ですが、こちらは「人件費」「事業費」等の費目ごとに記載しております。平成 28 年度の実績は、提案が 6 億 5,881 万 9 千円、計画が 6 億 3,728 万 6 千円、実績が 5 億 9,294 万 4 千円となっており、提案時と実績を比較すると 9.9%との削減となっております。

次に「5 管理運営状況の評価」でございます。まず（1）管理運営による成果・実績についてです。こちらは破線で囲っている「評価の内容」のとおり、成果指標が市設定の数値目標の 120%以上を A 評価、105%以上 120%未満を B 評価、85%以上 105%未満を C 評価、60%以上 85%未満を D 評価、60%未満を E 評価としております。施設利用者数については、達成率が 99.94%でしたので C 評価としております。利用者アンケートによる満足度についても、達成率が 103.69%でしたので C 評価としております。

続いて 4 ページをお開きください。（2）市の施設管理経費縮減への寄与でございますが、こちらも破線で囲っている「評価の内容」のとおり、選定時の提案額から 10%以上の削減の場合は A 評価、5%以上 10%未満の削減で B 評価、選定時の提案額と同額または 5%未満の削減で C 評価としております。平成 28 年度の実績では、3 ページの（1）収支状況「イ 支出」の合計欄に記載のとおり、提案が 6 億 5,881 万 9 千円、実績が 5 億 9,294 万 4 千円となっており、提案時と実績を比較すると 9.9%の削減となっているため B 評価としております。

次に、4 ページの（3）管理運営の履行状況ですが、こちらは右側のページの A 3 用紙に記載しております。表の左側から「評価項目」「各施設ごとの指定管理者の自己評価」「市の評価」「特記事項」を記載しております。評価項目は、1 つ目に「市民の平等利用の確保・施設の適正管理」、2 つめに「施設管理能力」、3 つめに「施設の効用の発揮」、4 つめに「その他」として「市内業者の育成等」としております。

「評価の内容」は破線内に記載してあるとおり、管理運営の基準・事業計画書等に定める水

準を上回る、特に優れた管理運営が行われていた場合をA評価。管理運営の基準・事業計画書等に定める水準を上回るなど、優れた管理運営が行われていた場合をB評価。概ね管理運営の基準・事業計画書等に定める水準どおりに管理運営が行われていた場合をC評価。一部、管理運営の基準・事業計画書等に定める水準を満たしておらず、改善の余地がある管理運営が行われていた場合をD評価。管理運営の基準、事業計画書等に定める水準を満たしておらず、速やかな改善が求められる管理運営が行われていた場合をE評価としております。

各項目の評価は、昨年度、市の職員が各施設を訪問し、実施するモニタリング調査に基づき採点をしております。評価の目安については、本日配付したA4、1枚の資料3「評価の目安（年度評価シート）」をご覧ください。

まず、「5 管理運営状況の評価（3）管理運営の履行状況」の「評価の目安」「①各モニタリング項目の年間の点数の算出」にあるとおり、各評価項目に対し「-2」から「+2.5」で採点をします。これに基づき「②平均値の算出」にあるとおり、平均値が「+1.5」以上、かつ、いずれのモニタリング結果にも「×」がない場合をA評価、平均値が「+0.5」以上もしくは平均値が「+1.5」以上、かつ、いずれかのモニタリング結果に「×」がある場合をB評価、平均値が「-0.5」を超え「0.5」未満の場合はC評価。平均値が「-1.5」を超え「-0.5」以下の場合をD評価、平均値が「-1.5」以下をE評価としております。

先ほどのA3のシートに戻っていただきまして、評価の目安に基づき市の評価を行ったところ、稲毛いきいきプラザ「3 施設の効用の発揮（2）利用者サービスの充実」の項目で、利用者の苦情対応で減点がありD評価がありました。その他はすべてC評価で、概ね市の定める水準どおりの運営がなされておりました。なお、稲毛いきいきプラザの評価ですが、特記事項の欄に記載しているとおおり、苦情の対応が不明確であり、利用者が直接市に苦情を申し出るケースがあったことや、利用者意見の職員間での共有回数が少なかったことが減点の対象となっております。

続いて4ページに戻っていただき、（4）保健福祉局 指定管理者選定評価委員会 意見を踏まえた対応です。こちらは、昨年度の委員会でご指摘いただいた内容と、対応・改善の内容を記載しております。まず、一点目として「報告書の内容については、具体的事例をより多く記載することにより、さらに充実するよう一段の努力を期待したい」との意見です。これについては、共通事項は集約し、詳細を各プラザ・センターごとに具体的事例を記載する。また事業計画書に対応し「各事業ごとの統計」「アンケート結果」「実施結果」を明確にして、自己評価を加えまとめております。

次に二点目としまして「ホームページで施設の取り組みに関する情報の積極的な公開がなされるように」との意見です。これについては、平成29年度の改修を予定しております。写真掲載数の増加とサイト構成の再構築により「事業内容」「利用方法」「時間」「料金等」をより明確にするとしております。

最後に三点目ですが「ヒヤリハットの全センターでの共有に向けた体制の構築について」のご意見です。これについては「ヒヤリ・ハット事例報告書」を全プラザ・センターで統一し、マニュアル化しております。また、今後、オンラインストレージサービスの活用とリスクマネジメント委員会での事例報告により、全プラザ・センターでの情報共有と防止策の検証を図るとしております。

続きまして、5ページの「6 利用者ニーズ・満足度等の把握」の（1）指定管理者が行った

アンケート調査です。調査方法は、平成28年10月1日～31日の間、来館者全員にアンケート用紙を配布し、無記名にて記入の上、アンケート箱設置による回収にて実施しており、9,261人からの回答を得ております。アンケートの質問内容は1から7のとおりとなっており、その下に回答者の属性としまして「お住まいの区」「性別」「年代」「主な来館方法」を記載しております。

次に、6ページをお開きください。6ページの(2)市・指定管理者に寄せられた主な意見・苦情と対応です。まず、一点目としまして、市へ寄せられた意見ですが「若葉いきいきプラザの風呂の利用者が全員入浴料金を払っているのか疑問である。見ているとリストバンドを着用している人があまりにも少ない。徴収すべきお金が徴収されていないとすれば、市にとって大きな損失である。まずは、調査等で実態を把握してほしい」との意見です。

これにつきまして、若葉いきいきプラザでは巡回やリストバンドの回収を定期的に行っており、その結果から「料金を支払っていない人は少なく、リストバンドを浴室まで着用していない人が大部分であることがわかっている」「脱衣所や下駄箱に置きっぱなしにするケースが多い」ということで、今後もこれまでの巡回やリストバンドの回収といった取り組みは継続していく。またその一方で、浴室内でもリストバンドを着用してもらうよう、利用者の方々に周知していくことを説明し、納得をいただいております。

次に二点目ですが、指定管理者に寄せられた意見としまして、「開館時間前に入館できるようにしてもらいたい」というものがありました。これについては、防犯や開館準備のため、全てのプラザ・センターの開館時間は9時としている。ただし、台風や大雪等でやむを得ない場合は、所長の判断で対応するとしております。

最後に三点目ですが、指定管理者に寄せられた意見としまして、「高齢者福祉講座について、落選者が優先される条件が3年連続落選では長い。また、優先される条件が周知不足で、第1、第2希望を同一に抽選することが適当ではない」との意見です。

これについては、平成28年度後期から、落選者を優先する仕組みを3年連続から2年連続に改め、申込数を1人1つの区につき2講座から1講座に変更し、受講要件をより明確に変更しております。

最後に、「7 総括」についてご説明いたします。(1)指定管理者による自己評価を6ページから8ページまで記載しております。(2)市による評価としましては、9ページから10ページまで記載しております。評価の内容については、10ページの破線内に記載しております。

まず、市が指定管理者に求める水準等を大きく上回る、特に優れた管理運営が行われていた場合をA評価。市が指定管理者に求める水準等を上回る、優れた管理運営が行われていた場合をB評価。概ね市が指定管理者に求める水準等に則した、良好な管理運営が行われていた場合をC評価。管理運営の一部において市が指定管理者に求める水準等に達しておらず、改善の余地のある管理運営が行われていた場合をD評価。管理運営全般において市が指定管理者に求める水準等に達しておらず、速やかな改善が求められる管理運営が行われていた場合をE評価としております。

それでは、まず6ページにお戻りいただいて、6ページの指定管理者による自己評価の「ア 全体」ですが、市が指定管理者に求める水準等に則した、良好な管理運営が行われていた場合のC評価としております。

所見としましては「いきいきプラザ・センターの地域における役割を「介護予防」と明確に

するため、検討委員会を立ち上げ、講座「介護予防教室」を2プラザで先行して実施した」「2か月から3か月へ期間が変更となった機能回復訓練はプログラムを充実し、新規利用者の参加を促進するとともに、自宅でも運動を継続して実践しやすいよう改善した」ことなどを挙げております。

以下、「イ 施設別」で、各施設の自己評価を記載しております。蘇我いきいきセンター及びあやめ台いきいきセンターでB評価としておりますが、その他はC評価となっております。所見については、施設数が多いため説明を省略させていただきます。

続いて、(2)市による評価ですが、こちらは9ページになります。9ページの(2)市による評価ですが、評価の目安についてご説明いたしますので、先ほども見ていただいた資料3「評価の目安(年度評価シート)」の裏面の「7 総括」です。こちらを総合評価の目安としております。

評価項目の50%以上がA又はB、かつ、評価項目の1つ以上がA、かつ、評価項目にDまたはEがない場合はA評価。評価項目の20%以上がA又はB、かつ、評価項目にDまたはEがない場合はB評価。評価項目のDが20%以下、かつ、評価項目にEがない場合をC評価。評価項目の20%以上がD又はEの場合をD評価。評価項目の50%以上がDまたはE、もしくは評価項目の20%以上がEの場合をE評価としております。

それでは、また資料の9ページに戻っていただきまして、9ページの(2)市による評価の「ア 全体」の総括評価ですが、これはC評価としております。所見についてですが、施設利用者数についてはC評価、利用者アンケートによる満足度についてはC評価、管理運営の履行状況については、先ほど説明した1つ目「市民の平等利用の確保・施設の適正管理」、2つとして「施設管理能力」、3つとして「施設の効用の発揮」、4つとして「その他」の4項目ですがいずれもC評価で、市の施設管理経費縮減への寄与についてはB評価としております。

評価対象は以上の7項目であり、B以上は管理費縮減のみとなりまして、7項目中1項目がB以上となっておりますので、割合としては約14%となります。先ほどご説明しました総合評価の目安では、20%以上がAまたはBの場合はB評価としていますが、これに届きませんのでC評価としております。

続いて、「イ 施設別」です。こちらも全体と同様に7項目で評価をしております。施設別では7項目中2項目以上がB評価の施設が多くありまして、B評価となっている施設が多くなっております。C評価となりましたのが、花見川いきいきプラザ、稲毛いきいきプラザ、美浜いきいきプラザ、花見川いきいきセンターの4施設で、その他の施設はB評価となっております。各施設の所見については、説明を省略させていただきます。

千葉市いきいきプラザ及びいきいきセンターの年度評価に関する説明は以上です。長くなりましたが、よろしく願いいたします。

**○松下部会長** はい、ありがとうございます。それでは、まず、質疑応答から行いたいと思います。なお、ご発言の際、個別の施設に対するご質問の場合は、対象となる施設を明確にさせていただきよう、ご協力をお願いいたします。また、ご意見は後ほどお聞きしますので、よろしく願いいたします。それでは、ご質問がございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

**○鏡委員** 鏡です。質問のまずは一点目、1ページ目に指定管理者の基本情報のところで、これはおそらく自治法の改正以降に指定管理者制度がずっと継続していて、何度かの更新はあ



ったと聞いていますが、平成 28 年からのこの 5 年間で、イのところが「非公募」となっているのですが、この非公募にした理由を教えてください。

それから、おそらく福祉施設の場合には、当初は非公募が多かったのですが、流れとして公募選定に移行するところもあると、若干ですが増えて来ているとは思いますが。その中で、福祉施設における専門性というところですね。その内容について、もともと非公募にした理由と、専門的な内容によって非公募としたのですが、その求める専門性は何かというところも教えてください。以上二点です。

**○松下部会長** それでは、二点についてご回答をお願いいたします。

**○南高齢福祉課長** まず、非公募の理由でございますが、こちらは本市の施策その他の事由により、公募の方法によらないことについて合理的な理由があるということで、こちらの施設については非公募とさせていただきます。

いきいきプラザ・センターについては、平成 27 年度に実施した外郭団体の事務事業の見直しの結果を踏まえまして、いきいきプラザ・センターは無料の施設で収益性がほとんどないこと、また、専門的なスタッフを長期間確保することが必要であることから、公募によらない方法により外郭団体に行わせるべきサービスとしており、いきいきプラザについては老人福祉センター設置管理条例で、センターについてはいきいきセンターの設置管理条例にて非公募とする旨を定めているところです。非公募の理由としては以上のことがございます。

**○鏡委員** いま、専門的というようなお話もありましたが、求める専門性は何かということが二点目にあつたと思います。あとは、それに絡めて指定管理者をしている社会福祉法人 千葉市社会福祉事業団ですが、これが有している専門性について、どういう専門性を持っているのかについてお願いします。

**○南高齢福祉課長** この社会福祉事業団につきましては、この他に特別養護老人ホームであったり、養護老人ホームであったり、そういった高齢者に特化した施設等も運営しております。そういう面で、高齢者の福祉について専門性を有しているというところで、この団体に非公募で指定管理をしていただいています。

**○鏡委員** これは、意見になってしまうかもしれませんが、質問で言うならば、要は明らかにわかる専門性というのが、今のご説明ではなかなか理解できないのです。つまり、特別養護老人ホームや福祉の経験があるから専門性があるというのは、ちょっと論理飛躍ではないかと思えます。つまり、今のいきいきプラザやいきいきセンターを運営するにあたり、こういう特別な能力があるというお話を聞かないと、いわゆる専門性にはならないのではないかと思うのです。

つまり、いわゆる老人福祉法に基づく老人福祉センターや憩いの家というのは、それなりに目的・理由があつて、これも意見になってしまうのですが、それに類するものとして、例えば民間が行っているようなスポーツセンターや、いきいき教室をやっているところはたくさんあるわけです。それとは違う、差別化した専門性がどこにあるかというお話をいただきたいのです。

**○事業者（中央いきいきプラザ）** 社会福祉事業団 中央いきいきプラザの中田と申します。今のご質問なのですが、プラザの専門性を PR するとすれば、まず、担当する職員については、指導員は社会福祉主事を必ず持っている職員が就いております。中には、全員ではありませんが社会福祉士を持っている職員もいます。

それとは別に、先ほどいきいきプラザ・センターの介護予防ということで出ていましたが、いきいきプラザの中で介護予防に取り組むにあたって、指導員全員に介護予防指導士の資格を取らせております。介護予防指導士の資格を持った指導員が、いきいき体操に関わるように取り組んでいるところです。

プラザとはちょっと別になりますが、事業団全体としては、医療職としてのドクターをはじめPT、OT、STといった専門的な職員を抱えていて、何らかの形でアドバイスや協力をもたらえるような体制を取っております。

**○鏡委員** そうだとすると、例えばOT、PTとか職員の構成ですね。何人ぐらいの職員がどういうところに配置されているのかという表を、今すぐには出ないと思うので、専門性のある職員はどのくらい配置されているのかという表を、後ほど資料としていただけるのでしょうか。

**○鳩川高齢障害部長** すみません。先ほどの非公募の理由の部分で少々補足させていただきますと、一般的には公の施設は公募というのが基本で、私ども以前にこれを公募した経過はあります。しかしながら、このいきいきプラザ・センターは利用料金制を敷いていないのです。一般的に、指定管理者は指定されたものに対し、自分のあがり等といった部分をやはり考えますが、この施設はそういったものがあまり期待できないということです。それで、事業団だけが手を挙げ、他に民間事業者は手を挙げなかったのも、市としても今後は非公募でいきたいという考えで今があるというような経過がございます。以上です。

**○南高齢福祉課長** このプラザ等は平成10年からこの社会福祉事業団に、指定管理の前から当方で委託して、管理等をしていただいていた経緯もございましたので、その辺からこの事業団にしていることもございます。

**○鏡委員** もう1つ、これは全体で6億円の委託費用になっていますね。おそらくこれはもう少し分解して個別にもっていけば、手をあげる事業者も出てくるかもしれません。6億まとめてというと、相当大きなところでなければ取れないかもしれませんが、そういう工夫はされたことはあるのでしょうか。例えば、いきいきプラザとセンターを分けて、それぞれに委託先を競争させるとか、そういうことは検討されたのでしょうか。

**○鳩川高齢障害部長** やはり、過去にそういう検討はございました。例えば区ごとに行うとか、そういうことも検討をしたのですが、民間はやはり手が挙がらないのではないかとということで、イレギュラーではやったことはあるのですが、やはり事業団しか挙がらなかったという経過がございます。

**○岡田副部長** 補足ですが、過去には公募したことがあったわけですか。

**○鳩川高齢障害部長** ございます。

**○岡田副部長** 他にいなかったのも、非公募になったということですね。わかりました。

**○鳩川高齢障害部長** やはり、利用者から利用料金をいただく部分があれば大分違うとは思いますが、その辺は無いということで。

**○小田委員** 難しいですね、確かに。

**○鳩川高齢障害部長** やはり、福祉的観点の施設というか、そういう部分なので、今のところ市としては利用料をいただかないという形は取っておりますので。

**○松下部会長** いかがでしょうか。

○鏡委員 要は、6億円という税金を使っていますので、費用対効果が上がるような形にして欲しいし、その中では過去の経緯からすれば費用も下がってはいるので、努力はされているとは思いますが。さらに、この公金が有効に活用されるような方法も引き続き検討していく必要があるのかなと思って、質問させていただきました。

○松下部会長 他にご質問は。

○小田委員 福祉施設というのは、確かに合理的にやるには限界がありますね。応募して、徹底した合理主義者なら、提案の加味云々をすることになった時に、果たしてそのやり方に市民が納得するかどうかという問題もあります。「もっと行き届いたサービスを」ということでも、業者に言わせれば「この予算しかないから無理でございます」等と出てくるかもしれません。難しいですね、確かに。かと言って、親切丁寧という精神の名のもとに、やたら金を使ってもいいのかという問題もあるし、本当に難しいよね、確かに。

これは一般的な問題として、利用者もしくは市民から公募・非公募についてのクレームがあった例はあるのですか。

○鳩川高齢障害部長 クレームというと。

○小田委員 全部、公募にしるとかね。

○鳩川高齢障害部長 やはり、議会では議論されることはございますね。

○小田委員 議会の方ではね。

○鳩川高齢障害部長 真っ二つに分かれます。逆に非公募でやるべきだと言う方もいらっしゃるし、そういう福祉的観点の部分あまり公募でやると、サービスの低下になるのではないかと、民営化という部分ではよく言われることですね。それに似たような形で、やはり指定管理派と、公募派と非公募派という形では、その辺は二つに分かれますね。

○小田委員 例の葬儀場の関係で、業者が今度は代わったでしょう。以前の業者から今度は新しく代わりましたね。あれは公募ですね。あれを見ると、経費のかけようの問題でだいぶ違うのですよね。あれはちょっと啞然としましたけどね。

○鳩川高齢障害部長 やり方次第という部分もあるとは思いますが。

○小田委員 あんな感覚でこういう施設を運営したら、それなりに成果も出るのだろうけど、葬儀の場合は生きた人間を扱っているわけではないものだから、ちょっと違うのでしょうか。実際のいきいきプラザでは、利用者という生きた人間と対応しながらやっていくことで、要望等になってくると、ああいうわけにはいかないのでしょうかね。

○鳩川高齢障害部長 あまりにも福祉的性格の強い施設は、指定管理に馴染むか馴染まないかという、そういう議論も中にはありますね。

○小田委員 その辺も、市の方や議会の方では、承知しているのですか。

○鳩川高齢障害部長 原則、公の施設になりますから、指定管理者制度導入ということで、まとまっております。指定管理の主なメリットは、サービス向上と費用の効率化なのです。ですから、先ほど鏡委員が言われた費用の効率化については、当時の指定管理と言うか、事業団の方に委託していたお金と、指定管理後の委託料とでは、かなり合理化は図られていると思っております。

○鏡委員 自治法の改正によって、従来の委託から指定を出したと。その辺については議会の方でもいろいろな議論があるということだと思います。結局、この部会で考えなければいけないのは、福祉施設が持っている専門性というか、その特殊性は何かということだと思います。いわ

ゆるデイサービスとか、あるいはショートステイのような養護の支援ではなく、一般の方々が生きがいづくりをするようなことが中心の施設なのです。

だから、極めて一般の方と近い使われ方がある、もちろん介護予防の事業等をそれに入れているのはわかりますが、そこでどういう専門性が必要なのか、改めて整理をしていかなければならないでしょう。それが、やはり議会等で非公募である理由になるのではないかとということで、そういう点で論争をしていかないと。

○**鳩川高齢障害部長** ありがとうございます。

○**松下副会長** はい、次に岡田副会長、どうぞ。

○**岡田副会長** 財務の観点から提案と言うか、ちょっと回答がたぶん済んでいないと思うので、後でこういう意見があったことを残しておいてください。3ページの収支状況のところ。今、鏡委員のお話にもありましたが、この指定管理料の27年度と28年度の数値を千円単位で書いて読み上げていただきましたが、計画と実績と提案と、あとは支出でしょうか。

増減の理由は計画の訂正によるものと書いてあるのですが、まず、27年度と施設の金額があまりにも違い過ぎますよね。8億が6億になっているので2億円減っています。これは施設が減ったとかそういう関係でしょうか。金額があまりにも、その差が大きくて、私は説明が書いてあるかと思ったのですが、指定管理料が8億だったのが6億になっているのです。

○**鳩川高齢障害部長** いきいきプラザにデイサービスという事業があって、今は3か所ございます。やはり、これには民営化の部分が非常に影響しているのですが、社会福祉事業団の独自事業として、今まではデイサービスを市が持っていたのですが、それを事業団そのものの自主事業として行うということで、委託料がバツサリと無くなったということです。

○**岡田副会長** 約2億ですね。

○**鳩川高齢障害部長** ですから、事業団では、デイサービスは自己資金と介護報酬で人件費を賄っていくということで。

○**岡田副会長** 利用者からいただくのか、それとも介護報酬によるのか。今まで27年度は市から貰っていたということですか。

○**鳩川高齢障害部長** そうですね。それ以前には、先ほどの特別養護老人ホームということもあったのですが、その特別養護老人ホームについても、介護保険制度下の中で事業団が自ら自主事業として現在は取り組んでいます。

○**岡田副会長** わかりました。それとちょっと回答すべきこと、皆もわかっていると思って質問しますが、ちょっと後で私も財務の観点から報告はしたいのですが、資料4のところに財団の決算書が出てきますよね、社会福祉法人さんの。事業区分のところに施設ごとの収入等が全部書いてあります。中央いきいきプラザ、花見川いきいきプラザと。

一応、下調べの段階で、ここの3ページに書いてある指定管理料は、例えば28年度の実績が6億699万7千円です。たぶんこの数字であれば、決算書の委託料収入の各いきいきプラザ(中央、花見川、稲毛、若葉、緑、美浜)の収入を全部足した部分と合うはず。しかし、先ほどから事務所でもやっていたのですが、ちょっと合わないのです。

何が言いたいかと言うと、これもそうですが、先ほど意見のあった「3-17」にも施設別の収入と支出の内訳が載っています。これは参考だと思うのですが、これも決算書との整合性がちょっとないのです。

ですから、要するに私たちというか、例えば会計士とか専門家でもいいのですが、何か資料

を作った時に、これが正しいというのは、例えば金融機関の預金や銀行残高証明書があれば「この資料とこの資料は足すとの資料になります」とか、そういうのがあれば「正しいね」となりますし、あるいは差があれば。

これはよくあるのですが、収入ベースでやっていると「決算の時は未収だったので入っていません」とか、あるいは「決算の方に未収が入っています」とか、そういう差がありますし、あるいは「何々については指定管理料だけど、決算書は別の項目でやっています」とか、そういうものがあります。ですから、こういう資料を作った時に必ず決算書と必ず合っているかという確認を、今回はしてもらいたいのです。すぐ説明できないのは結構ですので。

○**鳩川高齢障害部長** 申し訳ないですが、即答できないのでお時間をいただいて、各資料の整合性は図るよういたします。

○**岡田副部長** 違っていても良いのです。違っていても良いのですが、どういうふうに違っていたか書いてあれば、合わなくてもいいのです。

○**事業者（社会福祉事業団事務局）** 事務局で経理もしている鈴木と申します。基本的に決算書の方ですが、我々の指定管理だけではなく、当然ですが法人の事業での委託料等が入っています。基本的に、指定管理の報告書と決算書の数字が違うのは当然という形で認識しております。ただ、その…。

○**岡田副部長** もし、そうであれば、決算書の方に逆に市からいただいている委託料はいくらですと書いてもらうことです。要するに上場会社などは皆そうですが、役員としてはどうだったとか、特にこういう市との取引で補助金をいくら貰ったというのは、結構重要な情報です。ですから、委託料としていくら貰ったのか決算書に書いてもらうと整合性がありますね。

○**事業者（社会福祉事業団事務局）** 一応、直接の委託料で市からいただいている、委託という形で指定管理ではない業務を請け負っている部分も、この決算書には入っています。

○**岡田副部長** もっと細かく言うと、消費税が入っているとか入っていないとかの問題もあります。決算書は税抜で、こちらが税込とか。そうであるならばそう書いていただければ、こちらは税込計算で、こちらの決算書は税抜きになっていますと。その関係等もあるので。

○**鳩川高齢障害部長** 指定管理委託料がわかるような形を、どこかに表記すれば良いのではないですか。

○**事業者（社会福祉事業団事務局）** 決算書の方ですか。

○**岡田副部長** 逆に言うと、収入状況を書いていただいた時に、この信頼性がね。こんなことを言うと誠に失礼なのですが。議事録に書いてもいいのですが、もし間違ったとか、いっぱい書いたのであれば、決算書との整合性でわかるとか、できることが何かの形でできていれば。

○**鳩川高齢障害部長** 通常の法人の決算書はいいのですが、この評価委員会にかける時に、そういう工夫をしていただければと、そういうことでよろしいですね。

○**岡田副部長** よろしく申し上げます。以上です。

○**小田委員** 参考までに申し上げますと、決算書とこちらの書類が合わない場合は珍しくないかと思いますが、大体そういう場合は突合しないわけだから、不突合部分についての説明がどこかになければいけません。

だから、突合しないものをそのまま出してしまうのではなくて、確かにこれとこれの不突合の部分がありますよと。この不突合の内容はこうだという説明がやはり欲しいですね。それに

気をつけてもらおうと良いのではないですか。

そうすると、報告書全体がより精密なものになってきます。ちゃんと目が届いていますよと。ただ数字や統計を出しっぱなしにするのではなくて、比較して突合・不突合を見て、そしてこれだけの不突合部分があると。説明してありましたが、この不突合部分は何々だからということがあれば、確かにわかりやすいですね。それはあった方がいいですね。ちょっと面倒だけどね。

○**鳩川高齢障害部長** その辺は、ちょっと工夫させていただきますので、すみません。

○**松下部会長** それでは、その点はまた後ほど意見のところでも、お伺いさせていただきたいと思います。その他に何かご質問はありますか。

それでは、私の方から一点、よろしいでしょうか。6ページの「市・指定管理者に寄せられた主な意見・苦情と対応」というところです。非常に細かい文言の質問ですが、1番の「風呂の利用者が全員入浴料金を払っているのか疑問」というところの対応では、2行目に「その結果から、料金を支払っていない人は少なく」という表記ですが、全部ではなかったということでしょうか。

○**事業者（若葉いきいきプラザ）** 若葉いきいきプラザの佐久間です。その件に関しては、リストバンドを入浴後にお風呂の出口で回収した際に、受付を通らずに入ってしまった件数が何件か見受けられていました。当然、その場では受付に戻っていただいて、料金を徴収させていただいておりますが、そういった対応の中で、何件かは見受けられたということです。

○**松下部会長** はい、わかりました。

○**小田委員** ついでになりますが、受付を通らなかった人は、これはどうしてなのですか。

○**事業者（若葉いきいきプラザ）** 若葉いきいきプラザでは、玄関の脇に受付があるのですが、中庭の所がサッシ状になっていて、利用者の方が常に中庭に出入りできるようにサンダル等も用意してあります。また、駐車場が施設をぐるりと囲むようになっていて、駐車場から直接その中庭を介して、受付を通らずに施設に入れるような構造になっているため、そういった形で受付を通らなかったことが推測できます。

あとは、受付を通して入館の手続きをするのですが、当初の目的で入館したあとに、当初は入浴目的でなくても、他のことで利用している間に入浴をしたいと思って、再度受付に来て入浴料を支払ってくれる方もいらっしゃいますが、スルリと抜けてお風呂に入ってしまう人も皆無ではない状況だと思います。

○**小田委員** それは、今はもう改善されているのですか。

○**事業者（若葉いきいきプラザ）** それに向けて、職員は努力しております。

○**小田委員** 私はこれを見た時に思ったのですが、受付を通すのは煩わしくて面倒くさいですよ。それから、金を払わずに出来れば、これもまた一種の愉快犯ではないが「やったー」という感じの人もいるかもしれません。だから、これを見て、ここの人が見れば「正直者がバカを見ているではないか」という批判をされてしまうのです。これは一番悪いことです。

だから、あまり些細なものだと考えずに、やはり市がつくって事業団にやってもらっているわけだから「正直者がバカを見る」と見えるような、そういった形態は直してもらわないといけないね。そうでしょう。どうでもいいのではないのだから。さらに、うるさいことを言わせてもらえば、この報告書は議会の承認がいるわけ。その為に我々もいるわけですし、皆さんもいるわけで、そうしてやっているわけでしょう。

やはり、基本的には利用者に平等に利用してもらうためであって、ずるい奴が得をするような、正直者がバカを見るような、そういったことを許すようでは駄目だよね。これは、私にはそういうような批評に見えるのです。どうなっているのだということ。そこは、きちっと対応してもらわないといけないと思います。

だから、受付を通さなくても入れるのなら、通さなければならないような、誰でも見えるように大きな貼り紙をすとか、「受付はこちら」という大きな矢印を付けてみるとか、そんなのでも良いと思うのです。やはり、努力ではなくて、その辺を一工夫して「これなら大丈夫ではないか」というような、努力が目に見えるようなものが要るのではないですか。

○事業者（若葉いきいきプラザ） 今、おっしゃられたような案内掲示については、先ほど申し上げた中庭にあるサッシの部分に、「必ず受付にお回りください」という案内掲示はしてあります。

○小田委員 あるいは、そこを塞いでしまうとかね。何かしないと相変わらず正直者はバカを見ているのではないかと、ずるいのが得をしているというような批評をされてしまうと、ちょっと問題です。これが議会で取り上げられると、却って面倒なことになります。他にもあるのではないかということになります。だから、せっかく皆が一生懸命にやっているわけですし、そういうところをしっかりと見て、防止をしてもらわないといけないのではないですか。

○事業者（若葉いきいきプラザ） はい、わかりました。

○松下部会長 他にご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他にご質問がなければ、「選定評価委員会の意見に係る協議」に入りたいと思います。

それでは、まず、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から「指定管理者の財務状況」について、ご意見を伺いたいと思います。

なお、事前に事務局から、指定管理者である法人の3年分の決算書類をお配りしておりますが、これらの資料をもとに、まずは、岡田副部長より専門的見地からのご意見をお聞きしたいと思いますので、ご発言をお願いいたします。

○岡田副部長 岡田です。一応3年間の決算書をいただいておりますので、事前に目を通した結果を、委員の方には紙1枚に書いたメモを今お配りします。

一応、決算書がありますので、この決算書が適正であるという前提で意見を言うと、社会福祉法人全体としては、各年度の下の方に監事の監査報告書が付いておりまして、3年間いずれも「適正」と書いています。27年3月期は西村先生・大場先生で、28年が西村先生・大木先生、29年が吉川先生・大木先生ですが、監事の監査報告としては「適正」になっていると。

それから、資産と負債の差額を純資産と言うわけですが、負債の方が多くと非常に会社というか、財団には問題があるわけです。資産と負債では資産の方が多いということで、純資産が1167ページに、法人単位の貸借対照表が二期あります。いずれも最終の29年の3月期で、最終の純資産が資料4の下の方の1167ページになっていますが、その貸借対照表の純資産が12億6,849万1,590円ですか。前年度も隣に書いてありますが、前年度が11億2,108万2,409円で、27年度も26年度もいずれも純資産が増えています。

それから、施設ごとの状況が1168ページの資料4の貸借対照表内訳表です。こちらの1170ページですが、中央いきいきプラザの純資産226万9,660円と。純資産の一番下の段の上ですが、花見川が578万6,401円、稲毛いきいきプラザがマイナス829万6,951円、次のページの若葉がマイナス92万246円、緑いきいきプラザが1,728万2,494円、美浜いきいきプラザが

998万4,534円です。

一応、決算では今までの収入と支出の差額が、ここの純資産に貯まってくるわけです。ですから、ここがプラスというのは資産の方が多いいということで、この施設だけですが合計すると2,610万5,982円です。ただ、稲毛の赤字が一番大きくて、若葉もマイナスです。委託している全体を見ますと、2,600万ほど純資産はプラスになっています。ですので、私の意見としては、非常に順調ではないかと思えます。

また、決算書を専門家の立場で見て、何も意見を言わないで、後で叱られてしまうといけませんが、1178ページに財産目録が掲載されています。1177～1178ページの財産目録は基本的に資産と負債の内訳を書くところですが、貸借対照表価額という債務の金額が書いてあります。まず、資産の合計が1177ページの下の方の28億4,618万2,994円ですが、これは決算書と合っていないのです。

負債は次のページに行くと、1178ページの10億8,758万2,871円ですが、負債は合っているのです。差引すると17億5,860万123円で、これは先ほどの決算書の純資産と合っていないのです。5億円ぐらい合っていないのです。上の方の、基本財産の建物の最初の4億9,033万1千円、この合計を二重に入れているのではないかと想像しますが、ちょっとそれでも合いません。これは作った方に聞けばすぐにわかりますので、やはり、市に出してくれる資料は決算書と見て、この数字が合わないのはみっともない話ですから、それは注意していただきたいと思えます。

それから、これは特に問題ではないですが、専門家の立場で見ての意見です。法人単位の事業活動計画書が1161ページにあります。これも先ほどの私の質問と併せて、似ているような話です。下の方の黒くなっているところですが、今年度の決算では税引前当期活動増減差額がありまして、11番で(7) + (10)と書いてあります。下から8段目ぐらいに1億7,592万449円、法人税・住民税・事業税1,151万2,900円と、前年度が2億161万7,284円、税金が540万2,600円です。

通常ですと、損益が悪くなったら税金も減るはずですが、2億100万から1億7,500万に2,500万ほど減っているにもかかわらず、税金は2倍になっています。これも作った方に聞けばと思いますが、この数字では減っていますが、たぶん収益関係の事業が前の期より良かったため、税金も多くなったのではないかと想像されるのです。ちょっと今のは蛇足ですが。

一応、純資産は順調であり、事業分資産も順調です。ただ、財産目録の29年3月期の数字が整合していませんということで、その辺が私の意見です。

それから、公認会計士協会からのPRですが、今年度から30億円以上または負債総額60億円以上の会社には、公認会計士の監査が始まります。この財団は30億を超えていますので、29年の今年度の決算から公認会計士の監査が始まります。来年は公認会計士の監査報告書が見られると思いますので、それで判断できるのではないかと思います。以上です。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

**○松下部会長** はい、ありがとうございます。それでは、ただいまのご意見を踏まえまして、他の委員さんから何かご意見がございましたら、お願いしたいと思えます。

**○鏡委員** ちょっと今の岡田副部会長にお聞きしたいのですが、この最後の4のところの収益30億円超というのは、この指定管理者の事業を財団が受けていて、それで30億円の利益が上がるということですか。



○岡田副部長 いや、そうではなくて、決算書の総収入が 30 億円を超えていると、公認会計士の監査が今年から始まります。社会福祉法人全体ということです。

○鏡委員 全体の話ですね。

○岡田副部長 これは前の期の決算なので、この期の決算なので、そういうことになりません。監査の方は、もう準備していると思いますが。

○鏡委員 1138 ページ以降に収入支出計算報告書が出ているのですが、読み方がわからないので伺いたいのです。収入の方に指定管理者区分と書いてあるから、おそらくこれが市から出ている管理委託料だと思いますが、指定管理者はそれ以外に自主事業などをおやりになっていて、それが収入としてどこかに入ってくると思いますが、それはどこに入っているのか教えてくださいたいです。

○松下部会長 はい、それでは、ご説明をお願いいたします。

○鏡委員 すべて同じで、1138 ページから 1159 ページまでです。

○事業者（中央いきいきプラザ） 中央いきいきプラザ・佐藤と申します。1138 ページからお示した決算報告書につきましては、指定管理委託料についての収入・支出を計上させていただいております。それ以降は法人の決算報告書で、資料 4 の 1154 ページから法人全体の決算報告書で、独自収入で運営しているデイサービスの収入や、独自収入も含めた決算報告書については、こちらでお示ししております。

先ほどご指摘があったとおり、そこと指定管理委託料との整合性というか、説明が足りないところは、今後は踏まえまして、報告をさせていただきたいと思っております。

○岡田副部長 たぶん、想像されることですが、決算書を見ると「その他の収入」がありますので、そちらに入っているかと思えます。収入の欄の下の方の「その他の収入」とか、1158 ページの事業区分の資金収支内訳表等に。

○鏡委員 例えば、今すぐわかりますが、1138 ページの中央いきいきプラザで、老人福祉センターのいきがい事業を合わせて 7,800 万円の委託料になっているでしょう。その他に、自主事業等で収入になっているのはどのぐらいなのか、今すぐにはわかりますか。わかりませんか。その他の活動事業もそうなのですが。

○事業者（中央いきいきプラザ） 中央いきいきプラザのみで考えますと、まず、デイサービス事業を中央いきいきプラザの拠点内でやっていて、その収入が「介護保険事業収入」というところの 6,926 万です。1158 ページの資金収支内訳表の、中央いきいきプラザ介護保険事業収入です。それから「その他の収入」としまして、学生等の実習受入等については独自収入としていますが、こちらを「その他の収入」と合わせますと 156 万です。中央いきいきプラザは、1158 ページ「事業活動による収支」の収入の一番下になります。

また、法人内での人事異動等があるので、委託料の決定時点とは人事異動による人件費に差が出てきますが、法人内での拠点区分で動かしたものを「拠点区分間繰入金収入・支出」ということで、計上させていただいております。

○鏡委員 わからないな。例えば 1138 ページには、7,800 万円の市からの指定管理料が入っているでしょう。単純に今の支出だけを見ると 7,729 万 3 千円だから、収支として 133 万円余っている話になりますね。単純にこれだけだとするとね。

そうすると、要はその 130 万円はどうしたのかという話にならないかと思ったのです。つまり、税金として委託をされていて、もちろん自主事業等をいろいろ行って、収入を上げるのは

構わないのですが、いわゆる公金支出が133万円余っていると捉えられないかという話です。それはどこも同じで、逆に花見川は760万円足りないという話になりますが、足りなければどうしているのかというお話にならないのでしょうか。

通常の委託金であれば、要は予定していた金額よりも多い場合には返すのが妥当だと思いますが、これはたぶん内部留保か何かにして、翌年等々にお使いになっているのではないかと思います。わからないので、この差額についての説明を教えてくださいたいと思います。

○**松下部会長** それでは、事業団の方、説明をお願いいたします。

○**小田委員** 事業団では今の問題について、自覚的に議論して、内部資料でも良いから不突合分の説明書のようなものは作ってあるのですか。それをやっていないのであれば、良い悪いは別にしても、いろいろと考えても説明はできないでしょう。

○**岡田副部会長** 公益法人ですと、この余った分は必ず後で使いなさいという指示が…。赤字でないよね。

○**小田委員** そこまで検討して資料を作っていないのであれば、次回の宿題でよろしいのではないですか。次回の宿題にして、どういうことになるのか、次回に説明していただけるとありがたいですね。

○**岡田副部会長** 少なくとも指定管理者は5年契約ですね。5年間の間で、例えば余剰が出た時は市に返還するという契約はないのですか。もちろん全部の施設の合計ですが。

それとも、マイナスになっても利益が出ても、それはそれでおしまいということですか。指定管理料の契約というのは。

○**南高齢福祉課長** 人件費と福利厚生費については精算をして、余れば市に返還をしてもらいます。その他については、この制度は余ったお金については返還は求めないというような決まりになっています。

○**岡田副部会長** それで、足りない時は自己負担でしょうか。

○**鏡委員** 足りない時は委託料を足している場合もありますよね。

○**鳩川高齢障害部長** 基本的に指定管理者制度のもとでは、やはり、自主努力をして多少お金を節約したもので返却させるのは、ちょっといかがなものかと。それと、足らなかつたらどうするかというと、それもやはり自己責任です。5年間の債務負担行為を組んで、指定管理者制度に手を挙げていただいたわけですから、赤字だったとしても市は負担しないと、そういう姿勢でございます。

○**鏡委員** 基本はわかります。わかるのですが、出しているお金の財源は何かと言うと、税金から出ているわけです。皆さんのお金をこの制度の中でお使いになっているわけだから、そのお金があまりにも余剰であると、はじめの見積自体や契約自体が甘かったのではないかという話にもなるわけです。だから、そこはきちんと説明がつくようにして欲しいのです。

○**鳩川高齢障害部長** 当然ですが、市のほうでは、計画が上がってきた時に、計画と予算の部分もしっかりと見ています。

○**松下部会長** はい、他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいま各委員さんからいただいたご意見を踏まえまして、「千葉市いきいきプラザ及びセンターにおける指定管理者の財務状況」に関して、当部会の意見としては、今、委員の皆様からご意見をいただきましたように、指定管理料と法人全体の決算書との整合性がわかる報告書の作成を、今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。

なお、これまでの「管理運営費の縮減を図る」という対応に関しては、先ほど岡田副部長からも「所見として良好である」というご意見をいただいておりますので、「概ね良好に管理されている」ということで、まとめたいと思います。

今後につきましては、目標のところに「最小限の費用で最大限のサービスを提供する」という目標が掲げられておりますので、その目標に向けて、サービスの質の低下に配慮した経費削減に、さらに取組んでいただくことをお願いして、部会としてまとめさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○松下部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定させていただきます。

続きまして、「指定管理者による施設の管理運営」について、協議をいたします。ここでは「管理運営のサービス向上や業務効率化の方策」「改善を要する点」また「評価する点」などについて、ご意見を伺っていきたいと思います。

なお、ご発言の際は、いきいきプラザ及びセンター共通の意見なのか、あるいは個別の施設に対する意見なのかを明確にいただき、ご発言くださるようご協力をお願いいたします。それでは、何かご意見はございますか。

○鏡委員 先ほどもご質問させていただいた点ですが、福祉の特殊性というのは非常によくわかるのですが、いきいきプラザといきいきセンターの性格からして、一般の方の利用にかなり近いものがあるので、今後は自動的に非公募というのではなく、公募に向けた検討をしていって、それによって少しでも効率的な運営が図られるようお願いしたいと思います。

○松下部会長 はい、ありがとうございます。

○鏡委員 それから、もう一点として、事業団については資料を後ほどいただけるというようなお約束でしたが、事業団としてもより専門性を高めるような努力が見える形で、市の方や、対外的に周囲の方々にも情報提供をいただくよう努めていただきたいと思います。

○松下部会長 他にご意見はいかがでしょうか。

○八田委員 4ページの(4)保健福祉局 指定管理者選定評価委員会 意見の中で「ホームページの充実を」という記述があるかと思います。今年度(平成29年度)から改修を予定しているということですが、質問になってしまって申し訳ないですが、どのような内容でご予定されているのかお伺いできればと思います。というのも、いろいろと報告書を見ていると、様々な高齢者福祉講座やいきがい活動支援のものは、情報源はほとんど「市政だより」によるものなのです。

例えば、516ページに情報源を何で知ったかということで、「高齢者福祉講座を何で知ったのか」というのを、講座ごとにいろいろ書いていますが、ほとんどが市政だよりということで、ホームページは0%になっています。

ただ、市政だよりはこれまで月2回だったのが、平成29年10月からは月1回ということで、非常に市政だより頼みの情報提供では、今後の利用者拡大を考えると限界があるのではないかと思います。ホームページの充実やセンターだよりを外部に配布していくプラン等、広報活動が一層求められると思うのです。

ちょっと二点にわたりましたが、広報活動はさらに充実して、利用者の拡大に努めていただ

きたいのです。その1つがホームページの補充であって、もう1つはそれとリンクしますが、センターだよりを読む人の比率を上げることも大切ではないかと思えます。

○松下部会長 この点はいかがですか。お願いします。

○事業者（中央いきいきプラザ） 中央いきいきプラザの佐藤と申します。ホームページにつきましては、去年度に検討委員会を重ねて、本年度は既にデモは立ち上げてあるところです。以前より、評価委員会からも指摘があったように、お誘いの雰囲気がないところや、利用の案内がわかりづらいところを踏まえ、サイトの構図もそうですが、あとは写真点数などを多くして、各プラザ・センターの特色や事業内容がわかるよう改善しようと考えて、立ち上げております。

また、講座の募集については、ホームページからの募集もかけていますが、その後の欠員募集等については、今まではホームページ上での添付ファイルによる案内しかできませんでした。こちら、リアルタイムで欠員状況がわかるような仕組みということで、今は検討しているところです。

○八田委員 できれば、何かスマホ対応というか。

○事業者（中央いきいきプラザ） はい。そこも検討に上がったことはありますが、ちょっと予算の問題等も含めまして、また検討させていただきたいと思えます。

○八田委員 はい、お願いします。

○事業者（中央いきいきプラザ） 中央いきいきプラザの中田です。あと一点、広報のPRの関係です。確かに、今までは市政だよりに頼る部分が多かったのですが、実は1、2年前から、量の問題で市政だよりにはお願ひしてもなかなか載らない機会が多くなりました。ざっくりですが、28年度の市政だよりに半分ぐらいしか載らないような形だったと思えます。

それについてはどうしようかというところで、まず館内のPRはもちろんのこと、近隣のあんしんケアセンターや自治会等にパンフレットを持っていったり、いろいろな活動をしているところです。

あと一点、これは蘇我の例ですが、よく見ていただければわかるように、蘇我は去年1年間で約9千人弱の利用者の増加がありました。その1つの理由ですが、蘇我の非常勤職員が、たまたま蘇我地区と今井地区で自治会の役員を2年間していました。役員になったということで、自治会の回覧板や自治会の会議の場に蘇我のパンフレットを持って行って、PRを重ねたところ、新規のご利用者がかかなり増えたという実績もあります。

そういった中、いろいろなあんしんケアセンターの支援コーディネーター等の連携も含め、今後もいろいろな形でPRしていかなければいけないかと。今後も市政だよりに載る機会は今まで以上に少なくなるというのは、押さえているつもりです。そういった活動で頑張っていきたいところです。

○八田委員 はい、ありがとうございます。センターだよりの閲覧率が一番高かったのは、大宮で59%です。回覧板で自治会に回していることが大きかったと思えますので、そういった様々な努力が今後は必要になるかと思えます。ありがとうございます。

○松下部会長 はい、いかがでしょうか。では、私の方から。全体を通じてですが、やはり利用者の高齢化に伴って、そこに集まる足の問題があるかと思えます。そういう中でも、それぞれのプラザ・センターにつきましては、状況を見ながら創意工夫をして、対応をしているという点は、この報告書から読み取ることができました。その点に対しては評価をさせていただ

きたいと思います。今後はそこに来る足の問題が、ますます大きなテーマになってくると考えていますが、今後の方向性でお考えになっていることはありますか。

○南高齢福祉課長 はい、いきいきプラザ・センターへの足以外にも、今は千葉市でも買い物や病院など、そういったことについての高齢者の足の確保や外出支援について、議会等でも最近よく質問等が出ています。地域の支え合い活動をもっともっと充実させて、そういった外出支援につながっていけば良いということで、今、地域の支え合い活動を促進する補助制度なども作っております。今、市としてはそういった活動が広がることを狙って活動をしています。

○松下部会長 それは、介護保険の、市町村の行う総合事業の中でのことですね。

○南高齢福祉課長 それもそうですね。

○鳩川高齢障害部長 ですから、今は地域包括ケアシステムの構築が、だいぶ叫ばれています。昨年あたりから共生社会の実現ということで、要するに「地域の中で助け合っていきましょう」という仕組みを作っていかなければいけません。やはり、市の方でもいろいろ仕組みづくりを提供して、地域の中で活躍できるリーダー等、そういった方たちを育成したいとも考えております。

○松下部会長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、この発言・協議のところでは、先ほど鏡委員からありましたように「非公募の理由も市民理解が得られるよう明確にして、事業団の専門性がより見えるように『見える化』の努力をしていただく」という意見が、八田委員からは「広報活動をさらに充実させる取組みをお願いしたい」という意見がございました。そして、私の方からは「プラザあるいはセンターの利用促進に、地域の支え合い活動にさらなる取組みをしていただきたい」ということです。

では、他にご発言がなければ、「いきいきプラザ及びセンターにおける指定管理者による施設の管理運営」に関し、当部会の意見をまとめたと思います。全体を通して利用者のニーズや要望に対して、細やかに改善あるいは創意工夫が見られるということで、「指定管理者として真摯に対応している」と評価をしています。そして「今後も少数意見にこそ耳を傾けて、更なるサービスの質の向上に努めていただきたい」ということで、まとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○松下部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定させていただきます。事業者の皆様、お疲れ様でした。次の議題に移りますので、必要があれば入替をお願いしたいと思います。

少し休憩をとりましょうか。では、10分ほど休憩をとらせていただきます。よろしく願いいたします。

(11:47 休憩)

(11:54 再開)

○松下部会長 それでは、再開させていただきます。続いて、議題(3)「千葉市幸老人センター(年度評価)」に入ります。

まず、施設の評価に係る資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。

**○南高齢福祉課長** 高齢福祉課でございます。座って説明をさせていただきます。12時も近いですから、ちょっとスピードアップして説明をさせていただきます。資料5のインデックスが付いている1232ページをご覧ください。

まず「1 公の施設の基本情報」についてです。「施設の名称及び条例上の設置目的」は記載のとおりでございます。次に、ビジョンは「高齢者が明るく健康で、生きがいのある生活を送ることができる地域社会を構築していく」としております。ミッションは「高齢者に地域との交流やレクリエーション活動、趣味活動を行うことのできる場を提供していく」としております。

続いて、成果指標ですが、これは施設利用者数としております。それぞれ平成27年度利用者数を基準とし、千葉市の高齢者人口の伸び率を乗じた人数以上としています。詳細については、後ほどご説明いたします。

次に「2 指定管理者の基本情報」です。指定管理者名は、千葉幸町団地自治会で、所在地は記載のとおりです。指定期間は平成28年4月から平成30年3月末までの2年間となっております。選定方法については、千葉市幸老人センターは昭和48年に整備され、設置当初から地元の千葉幸町団地自治会の管理協力を受けて、施設利用が地元極めて密着していることから、非公募としております。管理運営の財源は、市が支払う指定管理料となっております。

続いて「3 管理運営の成果・実績」をご覧ください。（1）成果指標に係る数値目標の達成状況です。表は左から「施設名」「数値目標」「平成28年度実績」「達成率」を記載しています。施設利用者数の数値目標については、先ほどご説明したいきいきプラザ・センターと同様に、平成27年度の利用者数に千葉市の60歳以上の人口増加率101.25を乗じて計算しております。数値目標は5,860人、平成28年度の実績は6,350人、達成率は108%となっております、数値目標を上回っております。

次に1233ページの「4 収支状況」をご覧ください。まず（1）必須業務収支状況の「ア 収入」です。費目として「指定管理料」「利用料金収入」「その他収入」という欄がありますが、指定管理者の収入となる利用料、その他の収入はありませんのでゼロとしております。

平成28年度の実績ですが、提案が40万、計画が40万、実績が133万9千円となっております。実績と計画の差分については「主な要因」の欄に記載しておりますが、千葉市幸町団地自治会分担金により賄っております。

続いて「イ 支出」ですが、こちらは「人件費」「事業費」等の費目ごとに記載しております。平成28年度の実績は、提案が40万、計画が40万、実績が94万7千円となっております

次に「5 管理運営状況の評価」です。まず（1）管理運営による成果・実績についてです。こちらは、施設利用者数については達成率が108%でしたので、B評価としております。続いて（2）市の施設管理経費への寄与ですが、これは選定時の提案と同額の指定管理料を支払っておりますので、C評価としております。次に（3）管理運営の履行状況です。ご覧のとおり市の評価はすべてC評価としております。

続いて1235ページの（4）保健福祉局 指定管理者選定評価委員会 意見を踏まえた対応です。こちらは特に指摘事項はありません。

続きまして「6 利用者ニーズ・満足度等の把握」の（1）指定管理者が行ったアンケート調査です。調査方法は、平成29年1月10日から平成29年2月9日の間、アンケートを配布。無

記名にて記入の上、アンケート箱設置による回収にて実施しており、18人から回答を得ております。アンケートの内容については、記載のとおりとなっております。

次に(2)市・指定管理者に寄せられた主な意見・苦情と対応です。市に寄せられた意見や苦情はありませんでした。次に指定管理者に寄せられた苦情ですが、一点目が「前庭が未舗装なので、杖もつけず歩きにくい」というものでした。これについては、舗装することは難しいため、気をつけて歩くようにお声掛けしているとのことです。二点目としては「老人施設が2階のため昇り降りに危険を伴う」というものでした。これについては、手すりを利用し、スリッパの使用を控え、素足で昇り降りするよう勧めているとのことです。

最後に1236ページの「7 総括」についてご説明します。まず(1)指定管理者による自己評価についてですが、これは、市が指定管理者に求める水準等に則した、良好な管理運営が行われていた場合のC評価としております。

所見としては「施設の防犯管理や衛生面など、利用者が安心して利用しやすい施設の運営を心がけた」「地域の団体や個人の活動の拠点として、利便性が図られることで、地域の良好なコミュニティの形成に寄与している。今後も地域に密着した施設として、利用者や地域のニーズに則した施設運営に努めたい」としております。

続いて(2)市による評価ですが、評価の目安については、先ほどご説明したいいききプラザ・センターと同様の目安で評価してしております。総括評価ではC評価としています。所見についてですが、利用者数についてはB評価です。管理運営の履行状況については、1つとして「市民の平等利用の確保・施設の適正管理」、2つとして「施設管理能力」、3つとして「施設の効用の発揮」、4つとして「その他」の4項目となりますが、いずれもC評価です。市の施設管理経費縮減への寄与についてはC評価としております。

評価対象は以上の6項目があり、B以上は施設利用者数のみで6項目中1項目がB以上となっておりますので、割合としては約16%となるためC評価としております。幸老人センターの年度評価に関する説明は以上となります。

**○松下部会長** はい、それでは質疑応答から行いたいと思います。なお、ご意見は後ほどお聞きしますので、よろしくお願いいたします。ご質問がございましたらお願いいたします。

**○鏡委員** 先ほどのいきいきプラザの関係もそうでしたが、ここも非公募になっているので、その非公募の理由を教えてくださいと思います。

**○南高齢福祉課長** ご説明でも簡単には申し上げましたが、こちらの施設は昭和48年から地元の千葉幸町団地自治会の管理協力を受けて、地元で極めて密着していることから非公募としており、千葉市老人センター設置管理条例に非公募とする旨の規定を定めております。そういうことで非公募となっております。

**○鏡委員** 40万円程度の話だから、特段よいのかなと思いますが、非公募とする理由の1つとしては、継続的に行われているからという話と、おそらく自治会の方がほとんどお使いになっている状況になりますが、公益性の観点から1つの自治体に対しかなり手厚いサービスが市から提供されていると考え、むしろこれを払い下げて、自治会が自主管理する方法も考えた方がよいのではないかと思います。その点が質問の1つ目です。

それともう1つ、そもそも自治会が権利能力になってしまっただけだと思いますが、今回の事前の質問では委託契約ではないとおっしゃったのですが、公契約であるというのは事実ですね。公金が支出されるということなので。支出されるのは、おそらく自治会長に対してお金

が支出されて、それが自治会に財産としてお金が提供される状況だと思います。支出について収支報告を見ると、市からの指定管理料以上に管理運営費を使っている形となっていますから、特段そこに利益が残る話ではないので、特に問題はないかと思います。

ただ、そもそものところで、自治会等を指定管理者にできるとした根拠は何ですか。

**○南高齢福祉課長** まず、最初のご質問ですが、自治会活動で自治会も使っていることは事実ですが、その他に老人クラブの集まりであったり、高齢者の踊りであったり、いろいろな高齢者の団体が利用していることが第一にあって、それに付随して自治会活動でも使っているということです。

自治会に払い下げることについては、他の自治会にはそういうことはしておりませんし、自治会館を建てるのであれば、補助金上限 800 万という事業もありますから、そういうことで自治会館を自分のところで建ててもらうことになります。

2 番目のご質問ですが、ちょっと専門的な法律的な話で難しいのですが、指定管理者の指定は、多くの法律に基づいて、具体的な場合に単独の意思によって権利を設定し、義務を命じ、その他法律上の効果を生じさせる行為に該当し、行政処分の一環としているところから、当事者間の合意を基本とする契約とは異なるというのが通説だということです。

そして、地方自治法では相手方に法人格は要件として求めておりませんので、自治会を指定管理者として指定するのは問題ないということで、市の方は理解をしております。

**○鏡委員** 相手方を自治会としているのであれば、例えば自治会ってどういうことを、いうのですか。つまり、自治会の構成員は何千人とか何百人とかいらっしゃると思いますが、結局一人ひとりに責任が及ぶことになるのか、それとも自治会長に責任が及ぶというようにお考えなのか。そこによって随分違うと思いますので。

つまり、一人ひとりに及ぶとなれば全員の合意が必要になります。自治会全体の合意ということで。あるいは自治会長個人と会館の賃貸借契約を行ったりする例は多いと思いますが、今回の場合、契約の主体は自治会長ではないのですね。そういう権利関係と、例えば事故があった場合どうするのか、誰が責任を取るかというのは、どういう整理をするのでしょうか。

**○南高齢福祉課長** ちょっと、その辺については再度調べてみたいと思います。おっしゃるとおり、自治会の全構成員に責任が及んでしまうのか、及ばないのか。今言われて、その辺も気になる場所だと思いますので、この契約方法が良いのかも含めて。再度、法規とも相談して進めてみたいと思います。

**○鏡委員** 私のこれまでの経験だと、自治会をというのは、行政との契約行為ではなくて行政処分だというのはわかりますが、公契約の一種なのです。公金を支出されるということで。だから、範囲が及ぶということになると、そこはきちんと限定しておかないと、その後でいろいろと問題が上がってくると思いますから。

そうなってくると、例えば多数ということで、いわゆる執行委員や会長等の役員で決定したとするなら、決定のプロセスやどの程度合意しているのかも含めて、整理しておくことが結構あるのでないかと思います。

**○南高齢福祉課長** 一般に、自治会ですと総会などを開いて、そこで決定事項として行う場合は多いと思いますが、ここはどうやっているか全くわかりませんから調べてみます。

**○鏡委員** 是非、そこはお願いします。



○小田委員　これは、この地区の来ている人で、利用者の中で、そろそろ壊して新しいものを建ててくれという話はないのですか。

○南高齢福祉課長　当然、ございます。

○小田委員　あるだろうね。地元の方々もおそらくは「古くていい加減イヤだよ」と考えていると思いますよ。千葉市の方でも、できるならあそこはやめたいと。一番いいのは、新しい物ができれば、今度は改めてそれなりの管理体制ができるのだろーと思いたすが、その辺のところは上手いかないものだから、ずるずると来てしまっているのが現状ですよ。

千葉市はやめたいが、地元では「そう冷たいことは言いなさんな」と。何とか使いようはあるし、地元には集まりを開く所さえ無いし、ちょうど良い施設なのだから、老人のためでもいいけれども、実態としては使い方内緒でやらせてくれと、大目に見てくれという格好ではないかと思いたす。おそろくね。

だから、一番気になるのは、そういう地元の方々の考えが一本化しているのか、あるいはそうではなくて分かれてしまっているのかということですが、そこはどうなのでしょう。

○南高齢福祉課長　やはり、今の建物は老朽化をしていますので、建て替えてもらいたいたというのが、地元の大方の意見ですが。

○小田委員　建て替えとなったら、遠くなってしまうたりするわけでしょう。あの辺に適当なところは無いでしょう。

○南高齢福祉課長　地元としては今のところが中心ですので「その場所で何とか建て替えてもらおう」というように言われてはいたすが。

○鳩川高齢障害部長　今の実態を申し上げますと、ここは耐震性能に問題があって倒壊の恐れがあると出ているのです。それで、地元で千葉市はこういうふうにやりたいのですという説明会を開いたのです。やはり、地元とすれば、今までの自治会活動や老人福祉センターとしての機能も有した建て替え等を望むわけですが、市としてもおそろく数千万とか、すごくお金がかかりますので、それはできませんと。

では、学校の空き教室等がありますから、代替施設をどこかに設けましよう。そういう提案を一応投げかけてはいるのですが、現状では理解が得られておりません。底地はURですから、今後は市とURと地元が一緒になって、妙案があれば考えていこうというのが現状です。市としては危険な建物で活動をさせたくないというのが、本音のところでございます。ただ、今のところは折り合いというのか、同じ方向性になっていないのが現状です。

○岡田副部長　ということは、今のものはURの所に自分たちのお金で建てたわけですね。

○南高齢福祉課長　いや、千葉市が建てたものです。

○鳩川高齢障害部長　昭和48年当時は、大きな団地ですから、子育てをメインとした施設だったのです。今は時代の変化と同時に、老人福祉センターに変化してきたということですね。ですから、時代の流れに沿ってやっていかなくてははいけません、ちょっと老朽化が激しいということですね。

○小田委員　そういう意味では、おっしゃるとおりだろーと思いたす。ただ、他の同種の施設と管理対象を同じようにするのであれば、やるわけにはいかないでしょう。無理なもの、これは。

○鳩川高齢障害部長　老人福祉センターとしては市内に1か所しかありません。ここしか無いのです。過去から自治会と一緒に使ってきたという特殊な例がありますので、その辺

を考慮しながら、今後は進めないといけないと考えています。

○小田委員 扱いにくいよね。

○松下部会長 はい、ありがとうございます。毎回、この議論はなかなか会議が進まないところですけども。

○小田委員 去年も出ていたものね。

○鳩川高齢障害部長 そうですね。はっきり言って、地元の人には非常に申し訳ないという部分がございます。ですから、先ほど言ったようにURと市と地元の3者が合意できるような形で進めたいと思います。

○鏡委員 ただ、契約の話はこれまであまり出てきていないと思います。是非そこは調べていただきたいのです。本来、契約主体というのは自然人か法人ですよ。私が申し上げる前に、皆さんはご存知だと思いますが。要は自治会というのは法人ではないわけです。だから、基本的に契約主体にはなり得ないのですが、行政処分なのでお金の支出の対象先というお話になっていましたが、要は権利関係が及ぶ話ですね。

市の基本的な、公的な目的を団体が担うことになりますから、そこを考えていくと、やはり今後の契約関係が引き続き継続できるかどうかを是非整理していただき、その面から厳しいというお話をするのであれば、やはり、自治会には更にきちんとしたお話をされた方が良いと思います。

○鳩川高齢障害部長 ありがとうございます。

○松下部会長 はい、それでは「指定管理者の財務状況」につきましては、当該施設の指定管理者が地元の自治会でありますことから、特段、委員の皆様からのご意見はいただきませんので、ご了承をお願いします。

それでは、「指定管理者による施設の管理運営」について、何かご意見はございますか。今までのことも含めまして。

○岡田副部会長 できるかできないかという、たぶんできないのではないかと思います、自治会の1年間の収支決算書があると思います。その関係と、提出いただいている1253ページの表の関係ですが、自治会は皆さんから会費を貰っていて、また、自治体としての側面という部分ですが、市の方の関係としては、30万円を自治会からいただいています。想像されるのは、電気料とかの経費がたぶんこの関係になっていて、自治会の費用が入っているということで負担をしていると思うのです。多少は出ていますが、本来ならば何か決算書みたいなものがあれば一番いいのですが。

○小田委員 こういう形態は他所には無いのですよね。普通は管理する先はきちっと性格をはっきりさせて、契約を結んでということになって、管理形態をずっと守るのですが。そういう形態で始まったものではないのと、どんどん古くなってしまって、市としてもいい加減やめたいが、地元は何とか使わせてくれと。そのしのぎ合いで来てしまったと。

だから、逆に「市が整備してどうこう」というのが始まると、上手くいったらこのままずっと使えるのではないかと、市の方で考え直してくれたという印象を与えかねないし、逆に冷たいことをしてしまうと「市は俺達をつぶす気か」ということになりかねません。だいぶ苦勞をされたのです。私もこの委員をお引き受けしてだいぶ長いですが、この問題ははじめからです。

○岡田副部会長 現実には、先ほどの40万円は自治会長の通帳か何かに振り込むのでしょうか。それとも自治会の通帳があるのでしょうか。

○**鳩川高齢障害部長** 会長さんの名前であると思います。

○**小田委員** 施設もね、自治会と称する地域の皆さんが手分けして、火の用心もやっているようです。そうなる「管理ができないなら出て行け」と言うわけにもいなくなってしまうて、だいぶ苦勞しましたね、これは。

○**鏡委員** そういう過去の経緯は理解できるのですが、ただ、自治会の中には自分たちでお金を出して自治会を作って、補助金ももちろん入っていますが、運営しているところもあるわけですよ。ここだけは、逆に市からお金が出ているのは、おかしいですよ。

○**小田委員** だから、おかしいですよ。ただ、やり方によっては火種を抱えることになりかねないので、とにかく向こうが自発的に「もうお返ししますから、市の方で好きなように」と。「その代わりにどこかに良いのを建ててくれ」という格好になってくれると、ありがたいですよ。なかなかそうはいかないけれど。

○**鏡委員** 大変厳しいかもしれませんが、ただ、やっぱり委員会で公平性の観点からどうかということだけは、申し上げざるを得ないですね。その辺の事情もよくわかりますので、あとは市の方で何とかしていただければと。

○**小田委員** 結局、指導としては、向こうの話は、とにかく市の方で地元が従前どおり使えるようにしてくれということで、こちらとしては、はっきり建前を言うしかないですね。向こうが諦めるよと言い易いように。「こうやってもこうなりますよ」と、「こうしても結局は皆さんからこういうご負担をいただくこととなりますよ」と。「皆さんの自治会総員の全責任でおやりになることになるのですよ」と、はっきり言うしかないでしょう。「市ができるのはここまでなのですよ」と。ほのめかしても駄目なのですからね。既にいろいろ出たのですからね。

○**鳩川高齢障害部長** いろいろ諸事情を説明しますと、時間があっても足りませんので、松下部会長さんにお任せいただければと思います。

○**松下部会長** はい。それでは、ただいまの「意見」というところでは、これまでの経緯を踏まえながら、さらにその自治体が契約主体となり得るのか、その辺の調整を図っていただきながらということで、お願いをしたいと思います。

では、「幸老人センターにおける指定管理者による施設の管理運営」に関して、当部会の意見としては「利用者数の増加が図られていることなど、概ね基準や計画書等に定める水準どおりに行われている」ということでまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○**松下部会長** ありがとうございます。それでは、その旨決定いたします。

続きまして、「総合評価」についてです。まず、施設の総合評価に係る資料について、事務局よりご説明願います。

○**南高齢福祉課長** はい、高齢福祉課でございます。それでは、資料6のインデックスがついている1237ページをお開きください。まず表題の下に記載している評価対象期間ですが、平成27年度、28年度の2年間としております。現在の指定期間は平成28年度から平成29年度であり、現指定期間のみでは評価対象期間が28年度のみになってしまうため、前指定期間の27年度も評価対象期間としております。

まず「1 基本情報」についてですが、こちらは年次評価と同様の記載ですので、説明を省略

させていただきます。次に「2 成果指標等の推移」です。成果指標の施設利用者数ですが、こちらは平成 27 年度が実績値 5,788 人、数値目標が 7,320 人、達成率が 79%、平成 28 年度が実績値 6,350 人、数値目標が 5,860 人、達成率が 108%。2 年間での達成率は 92%となっております。

続いて「3 収支状況の推移」ですが、こちらは記載のとおりとなっております。次に「管理運営の状況の総合評価」ですが、評価の目安について説明します。A 4 の先ほどの資料 4 「評価の目安(総合評価シート)」をご覧くださいければと思います。説明の方は省略させていただきます。

1238 ページに戻っていただきまして、すべての項目が C 評価となりましたので、総合評価については C 評価としております。次に総合評価ですが、もう一度資料 4 をご覧いただいて、総合評価の目安ですが、そちらも説明は省略させていただきます。

また、1238 ページに戻っていただきまして、総合評価ですが、平成 27 年度、28 年度ともに標準的な評価でしたので C 評価としています。続いて 1239 ページの「5 総合評価を踏まえた検討」です。まず(1) 指定管理者制度導入効果の検証ですが、こちらは、「当初見込んでいた効果が概ね達成できた」としてしております。その判断としては「概ね事業計画書等に定める水準や市の指定管理に対する期待どおりに管理運営が行われていたため」としてしております。続いて(2) 指定管理者制度運用における課題・問題点ですが、こちらは「特になし」としてしております。

最後に(3) 指定管理者制度の継続の検討についてですが、こちらは「施設管理手法の見直しを検討する」としてしております。これについては、指定管理者の業務自体に問題があったわけではないですが、幸老人センターは建物の老朽化等の問題から、今後の在り方を検討中であり、このようにいたしました。説明は以上でございます。

**○松下部会長** はい、ありがとうございます。それでは、質疑応答から行いたいと思います。なお、ご意見は後ほどお聞きしますので、よろしく願いいたします。では、質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。ご質問がなければ「選定評価委員会の意見に係る協議」に入りたいと思います。提出されている総合評価案についてのご意見のほか、審査基準や仕様の変更についての意見もご発言いただき「次期指定管理者の選定に向けての当委員会の意見」を取りまとめたいと思います。それでは、何かご発言はございますでしょうか。

**○鏡委員** まあ、敢えて言うならば、先ほど申し上げた自治会・町内会の規約の関係と、あとは、自治会同士での公平性の観点という二点で、それらを欠くことのないような新制度をお願いしたいと思います。

**○松下部会長** 他に、いかがでしょうか。他にご発言がなければ「幸老人センターにおける次期指定管理者の選定に向けての意見」に関し、当部会の意見としては鏡委員からご発言いただきましたように「自治体が契約主体として適切かどうか」「公平性の観点から施設管理手法の見直しの検討を進めていただく」ということで、「今後も安全面等に配慮をして地域に密着した施設として、利用者に寄り添った運営を継続していただきたい」ということでまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○松下部会長 ありがとうございます。それでは、その旨決定いたします

評価につきましては、すべて終了いたしました。なお、本日、部会として決定しました意見の文言の整文等については、私にご一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○松下部会長ありがとうございます。それでは、その旨決定いたします。

最後に、議題(4)「その他」です。事務局からお願いをいたします。

○白井保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の白井でございます。長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございます。今後の予定でございますが、第2回の開催につきまして、11月上旬を予定しております。幸老人センターの指定管理者の選定につきまして、改めてご審議をいただく予定でございます。当委員の皆様方には、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、日程調整等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松下部会長 何か、質問はございますか。よろしいですか。それでは、本日予定されております議題について、以上で終了となります。

これをもちまして、平成29年度 千葉市保健福祉局 指定管理者選定評価委員会 第1回高齢者施設部会を閉会いたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○小野保健福祉総務課主査 長時間にわたりお疲れ様でございました。最後に事務連絡を一点だけお願いします。本日の会議の議事録を作成する関係ですが、後日、内容のご確認を皆様をお願いする予定でございます。案を作成しましたら、事務局よりご連絡いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(12:31 閉会)